

ご利用ください「行政相談」

行政相談月間 9月1日(日曜日)～10月31日(木曜日)

●問合せ 住民課 内線 256

行政相談をご存じですか？

総務省では、国や特殊法人などの業務について、国民の皆様から苦情や要望等を受け付ける「行政相談」を行っています。年金、保険、税金、登記、環境衛生、消費者保護、交通安全、道路、窓口サービスなどについて、苦情や要望等がありましたら、お気軽にご相談ください。相談は無料、秘密は厳守します。

本町行政相談所

- 日時・場所 ①毎月第2水曜日…美浜町福祉センター2階
②毎月第4水曜日…野間公民館
- 時間 ①・②午前9時～正午
- 行政相談委員 ①大西 せつよ ②浦瀬 英輔

行政相談委員とは

総務大臣から委嘱されている民間のボランティアで、皆さんの身近な相談相手です。

一日合同行政相談所の開設

総務省中部管区行政評価局では、次のとおり「一日合同行政・法律相談所」を開設し、年金、登記、雇用、道路等の行政相談をはじめ、税金に関する相談、相続、離婚などの法律相談も受け付けます。

相談は無料で秘密は守られます。どうぞお気軽にご利用ください。

- 日時 10月23日(水曜日)午前10時～午後3時(受付は午後2時30分まで)
- 場所 ナディアパーク 3階デザインホール
- その他 弁護士、税理士等への相談は事前予約制(予約開始：10月9日(水曜日)午前9時)
- 問合せ 総務省 中部管区行政評価局 ☎052-972-7415

農地の集積・集約化を進める 畦畔除去事業を実施します

●問合せ 産業課 内線 266

町内に所在する農地の耕作者へ集積・集約化を目的に畦畔を除去することを進める地権者に対し、補助金を交付します。

■補助対象者（全てに該当する方）

- ・町内に住所を有する個人または法人
- ・町税を滞納していない方
- ・暴力団、暴力団員またはこれらのものとの関係を有していない方

■補助対象農地（全てに該当する方）

- ・市街化調整区域に所在する農地
- ・畦畔除去後の1区画の面積が概ね20a以上となる農地
- ・畦畔除去後、継続して5年以上の一体利用が見込まれる農地
- ・除去する畦畔に直接接する農地の耕作者が同一である農地

※その他、いくつかの条件がありますので町HPをご覧くださいか産業課までお問合せください。

■補助金額

除去する畦畔1本につき、その畦畔に直接接する農地の土地所有者1名あたり定額2万円